

## 第3章 バリアフリーの基本的な考え方

第2章で整理した課題の解決に向け、第3章では、バリアフリー社会の形成に向けた基本理念を定め、その実現のための基本方針、具体的な取組方針を示します。

### ○ バリアフリー化促進体系図

基本理念	ともに助け合い、誰もがいきいきと快適に暮らせる、心地よいまち 秋田市			
課題解決に向けた基本方針	快適で円滑な移動等が可能な歩行環境、施設環境の形成	公共交通の利便性・快適性の向上	「心のバリアフリー」の普及・啓発活動の推進	多様な関係者間における協議等の継続的な実施
具体的な取組方針	歩行環境に関する取組方針 施設環境に関する取組方針	公共交通に関する取組方針	「心のバリアフリー」の普及・啓発に関する取組方針	協議機会の創出に関する取組方針

## 1. 基本理念

本市のバリアフリーに関する課題を踏まえて、将来的に、年齢や障がいの有無等にかかわらず、誰もが快適に日常生活を送ることができるバリアフリー環境を形成することや、市民一人ひとりが高齢者や障がい者等への理解を深め、相互に助け合うことができる社会が実現することを目指し、バリアフリーマスタープランにおける基本理念を以下のとおり設定します。

ともに助け合い、誰もがいきいきと快適に暮らせる、心地よいまち 秋田市

## 2. 基本方針

課題の解決に向け、より効果的にバリアフリー化を進めるためには、ハード面のみでなく、ソフト面でのバリアフリーについても同時並行で進めることが重要です。

そのため、ハード・ソフトの両方の観点から、バリアフリーマスタープランにおける基本方針を以下のとおり定めます。

### □基本方針1：快適で円滑な移動等が可能な歩行環境、施設環境の形成

誰もが、快適で円滑な移動等が可能になる歩行環境および施設環境を形成するため、高齢者や障がい者等の日常的な利用が考えられる官公庁施設や商業施設、公園等の生活関連施設\*やその間の生活関連経路\*を中心に、バリアフリー化を促進します。

### □基本方針2：公共交通の利便性・快適性の向上

市民の移動手段として重要な役割をもつ公共交通については、その利便性・快適性の向上に向けて、鉄道駅等の旅客施設のバリアフリー化を促進するとともに、設備や車両の改良等を促進します。

### □基本方針3：「心のバリアフリー」の普及・啓発活動の推進

高齢者や障がい者等が安心して日常生活や社会生活を送れるよう、市民一人ひとりが高齢者や障がい者等に対して理解を深め、支え合うための「心のバリアフリー」の更なる推進を目指し、教育活動や普及・啓発活動などに取り組みます。

### □基本方針4：多様な関係者間における協議等の継続的な実施

市民、事業者、行政の多様な関係者間において、バリアフリー化に関する課題やニーズを共有し、効果的なバリアフリー化への取組に繋げるため、継続的に多様な関係者間での協議を行います。

### 3. 秋田市におけるバリアフリーの取組方針

4つの基本方針に基づき、秋田市におけるバリアフリーの具体的な取組の方針を次のように定め、基本理念に掲げた「ともに助け合い、誰もがいきいきと快適に暮らせる、心地よいまち 秋田市」の実現を目指します。

#### 基本方針Ⅰ：快適で円滑な移動等が可能な歩行環境、施設環境の形成

##### ◆ 歩行環境に関する取組方針

###### 【歩道のバリアフリー化、バリアフリー経路のネットワーク化の促進】

歩道の拡幅や段差・横断勾配の緩和、点字ブロックの設置等を促進し、高齢者、障がい者等を含むすべての人が安全かつ快適に通行できる空間の形成を目指します。

また、バリアフリー化された経路をネットワークとして確保することで、生活関連施設間<sup>\*</sup>を安全かつ快適に移動できる空間の形成を目指します。

###### 【音響式信号機やエスコートゾーンの整備促進】

交通量の多い交差点における音響式信号機やエスコートゾーンの整備を促進し、視覚に障がいのある人も安心して横断歩道を渡れる空間の形成を目指します。

###### 【適切な維持・改修の実施】

バリアフリー化された箇所においても、経年劣化による損傷や実際の利用者にとって使いにくい箇所が存在するため、適切な維持・改修を実施します。

##### ◆ 施設環境に関する取組方針

###### 【生活関連施設におけるバリアフリー化の促進】

高齢者、障がい者等を含め、常に多数の人の利用が想定される官公庁施設や商業施設、公園等の生活関連施設について、施設内の出入口における段差の緩和や十分な通路幅の確保、スロープの設置、バリアフリースイールの設置等、誰もが利用しやすい施設内空間の形成を促進します。

###### 【道路からの連続的・一体的なバリアフリー経路の確保】

道路から敷地、施設内に至るまでの経路について、高齢者、障がい者等が安全かつ快適に施設を利用できるよう、連続的・一体的なバリアフリー化を促進します。

###### 【障害者等用駐車区画の設置促進】

高齢者、障がい者等が、分かりやすく安全に利用できる駐車スペースを確保するため、障害者等用駐車区画の設置を促進するとともに、同駐車区画の適正利用についても周知・啓発を図ります。

###### 【分かりやすい案内表示の整備促進】

障がいの特性や多言語対応等を踏まえた、誰もが分かりやすい案内表示の整備を促進します。

## 基本方針2：公共交通の利便性・快適性の向上

### ◆ 公共交通に関する取組方針

#### 【鉄道駅のバリアフリー化の促進】

国の基本方針※に基づき、利用者の多い鉄道駅について、エレベーターの設置等によるバリアフリー化を促進し、誰でも制約なく、スムーズに鉄道を利用できる環境の形成を目指します。

#### 【分かりやすい案内表示の整備促進】

旅客施設においても、料金表や、路線図、乗り継ぎ案内等について、障がいの特性や多言語対応等を踏まえた、誰もが分かりやすい案内表示の整備を促進します。

#### 【低床バスの導入の促進】

低床バスの導入を促進し、車いすやベビーカー、妊娠中の方や足の上げにくいお年寄りも乗降のしやすい環境の形成を目指します。

#### 【UD(ユニバーサルデザイン※)タクシーの導入、利用の促進】

UDタクシーの導入を促進するとともに、市民に対してUDタクシーの周知を図ります。

## 基本方針3：「心のバリアフリー」の普及・啓発活動の推進

### ◆ 「心のバリアフリー」の普及・啓発に関する取組方針

「心のバリアフリー」の推進にあたっては、市民や事業者、行政等がそれぞれの立場で、期待されている役割、担っていくべき役割を理解し、協力しながら取り組むことが重要であるため、それぞれの役割を明確化しながら、各種施策を実施するとともに、市民等の主体的な取組を促進していきます。(第5章詳述)

## 基本方針4：多様な関係者間における協議等の継続的な実施

### ◆ 協議機会の創出に関する取組方針

学識経験者や障がい当事者、交通事業者、行政の職員等で構成される秋田市バリアフリー協議会を継続的に実施し、バリアフリーに関する課題やニーズの共有、効果的なバリアフリー化に向けた取組の提案や見直し等に繋がります。